

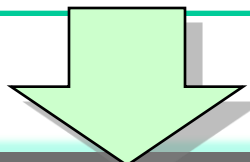
「機械包括安全指針に基づく機械設備に係る表示制度及び「使用上の情報」の提供を促進するための制度の検討に関する報告書」の概要

(平成21年度中央労働災害防止協会委託調査)

報告書全文(厚生労働省HP)<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/100524-3.pdf>

【機械の危険情報提供に係る課題】

- 機械災害の状況より、機械自体のリスク低減措置を一層進めることが必要
- グローバルスタンダードに比べ、国内の情報提供の必要性が明確でない
- 機械ユーザーからは情報入手のニーズが高い。また、リスクアセスメント時の入手が困難であったケースも多い
- ユーザーで発生した機械災害の情報がメーカーにフィードバックされていない



- ☆機械ユーザーのリスクアセスメントの取組を促すため、機械の危険情報(使用上の情報)を提供することが必要
- ☆機械メーカー・機械ユーザー双方のリスクコミュニケーションを促進することが必要

機械の危険情報の提供のあり方について

～機械ユーザーが有効に活用を図れることが必要～

1 機械メーカーが提供する情報の内容(ユーザーにとって必要不可欠な情報)

- ①残留リスク
- ②危険源のリストと講じたリスク低減措置
- ③機械の意図する使用方法など

※より詳細な情報が必要な場合は、ユーザーが入手に努めることが望ましい。

2 提供方法

- ◇ユーザーで活用されるよう簡潔かつ明瞭なもの
- ◇フォーマットがあるとよい(化学物質のMSDSのイメージ)
- ◇残留リスクが一覧できるもの(取扱説明書等とは別に1～2枚に程度のもの)

3 情報作成のあり方

- 作成手順の明確化が必要
- 情報を作成する人材のあり方
- 情報の完成度

機械の危険情報の提供を促進するための方策

- 1 機械の危険情報の提供をユーザーに提供することについて、法令により促してはどうか。
- 2 メーカーの取組を促進するため、次の事項を検討すべき
 - ①人材(安全技術者)の育成等
 - ②メーカー・ユーザー間の機械事故情報の共有
 - ③機械事故情報のデータベース化
 - ④インセンティブ方策について(優良表彰、損害保険料率の優遇など)
- 3 ユーザーが取り組むべき事項として、次の事項を検討すべき
 - ①メーカーへの機械使用条件等の提供
 - ②メーカーに対する情報提供を要求
 - ③機械稼働後に判明したリスクをメーカーにフィードバック

専門家報告書の概要

(平成21年度中央労働災害防止協会委託事業)

機械メーカー

◎機械ユーザーに必要な機械の危険情報を提供

- ①ユーザーに必要不可欠な情報(危険源、残留リスクなど)
- ②ユーザーが活用しやすい一覧性、簡潔さによる提供方法
(標準的なフォーマットが必要)
- ③RAの結果などの追加情報は、ユーザーの求めに応じて提供

- 情報の作成手順は、機械包括安全指針に基づく手法を推奨
- 情報を作成する人材像を提示することが効果的

☆上記について、情報を適切に作成・提供するため、
ガイドライン等の作成が必要

【災害情報の共有】

- ①機械災害データベースの充実
- ②機械災害についてメーカーへの情報提供

【考えられる促進方策】

表彰制度、資格制度、損害保険料の料率低減、メーカーの機械安全の取組状況の開示など

- 情報の要求
- 災害情報の通報

機械の残留リスク情報等の提供

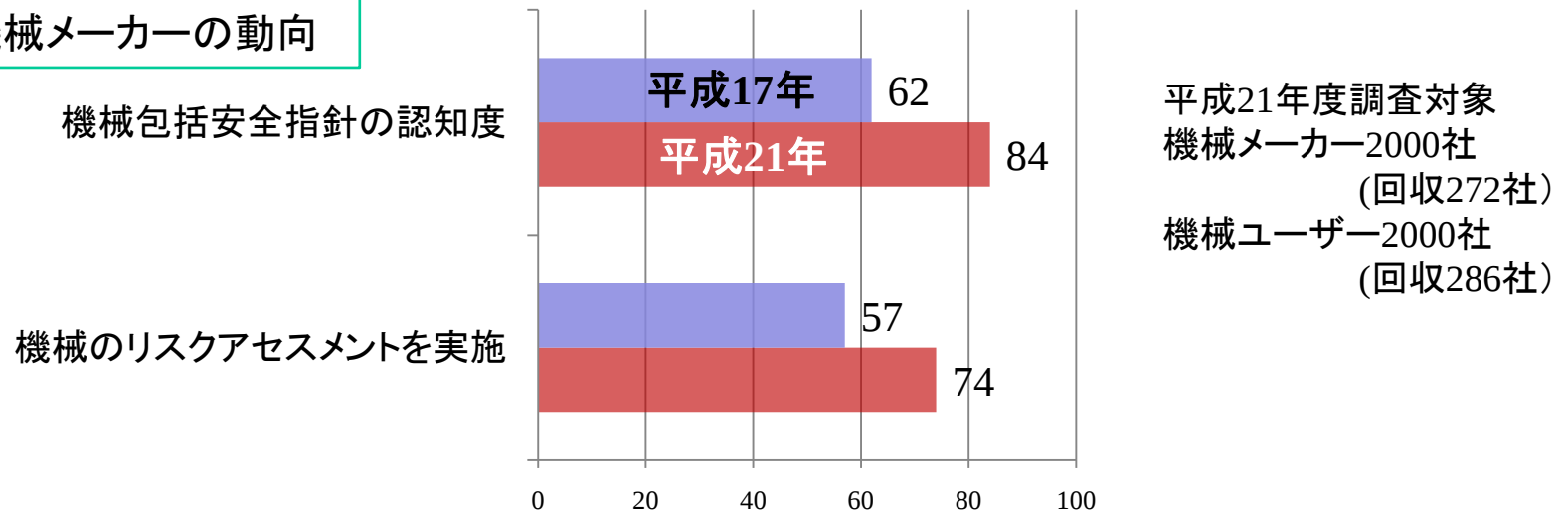
機械ユーザー

☆当該情報を活用したRAの実施を促進(法第28条の2)

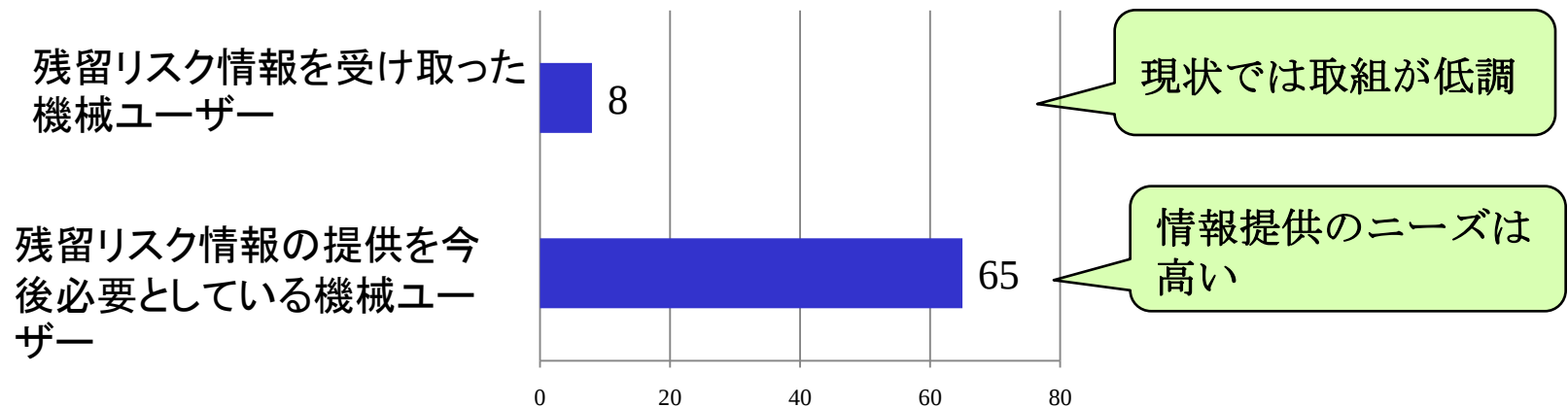
機械発注時にメーカーに対し、必要な情報を要求することが効果的

機械メーカー・ユーザーへのアンケート結果

機械メーカーの動向



機械ユーザーにおける現状と今後の要望



なお、RAを実施していないユーザーにおいても、6割強が残留リスク情報を要望していることが明らかになっている。

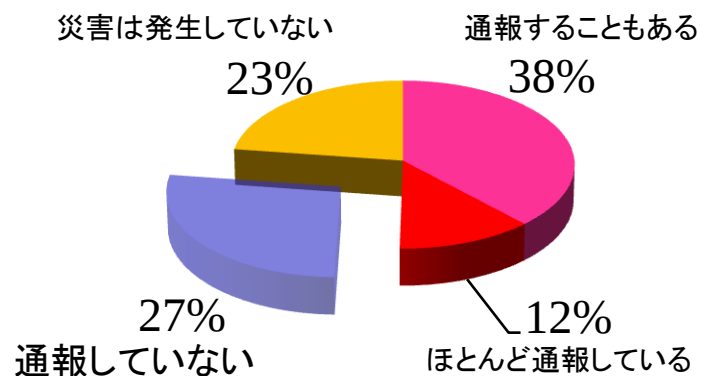
機械のリスク情報のユーザーへの提供方法 (複数回答)

1. 機械本体に警告ラベル等を貼付	93.2%
2. 取扱説明書に記載	88.3%
3. 試運転や引き渡し時に説明	66.3%
4. 随時要求があれば説明	33.0%
5. 残留リスク情報リストなどの文書	12.9%
6. その他の方法	4.2%
7. 情報の提供は行っていない	0.4%

機械災害発生時の情報共有状況

(機械ユーザーで発生した機械災害情報を機械メーカーに通知しているか。)

通知の状況



機械災害情報入手した機械メーカーの情報活用状況

